

熊本県土木部 土木・建築工事積算基準等公表要領

[沿革] (平成14年10月21日 伺 定)
(平成28年 3月29日 改 正)

1. 主旨

昭和58年3月の中央建設業審議会において、建設工事入札制度の合理化対策等の一貫として、受注に際して適正な競争を確保するためには、受注者が的確な見積を行うことが基本であるとの方針が明確にされ、積算基準をできる限り公表し、受注者によるよりの確な見積に資する必要があるとの建議が行われた。

これを受け、国土交通省は、昭和58年度から積算基準及び機械経費等の算定基準等を公表している。

上記の趣旨に沿い、入札に際しての適正な競争の確保、積算基準等をより広く公開し積算の妥当性を問うとともに、県民の理解を得るため、土木工事積算基準書等の公表を実施する。

2. 目的

- (1) 入札に際しての適正な競争の確保する。
- (2) 積算基準の妥当性を問う。
- (3) 情報公開を行い、県民の理解を得る。

3. 実施時期

適時公表

4. 公表概要

4-1 単 価

4-1-1 公表の範囲

①労務単価

●公共工事労務単価

51職種の労務単価(基準額)(農林水産省、国土交通省の二省統一)

●業務委託等技術者単価

測量、調査、設計等の技術者基準日額

②材料単価

●県の特別調査により決定した材料単価

(財)建設物価調査会及び(財)経済調査会から市販されている「月刊建設物価」(web建設物価)及び「月刊積算資料」(以下「物価資料」という。)に掲載されていない材料及び地区単価で、県の独自調査により決定した土木・建築の資材等の材料単価

●物価資料に掲載され、県で統一的に決定した材料単価

物価資料に掲載されており、熊本県土木部として統一的に決定している材料単価
なお、著作権等の問題により単価でなく、算出方法の公表を行う。

●見積りにより県で統一的に決定した材料単価

見積りの徴収を行い、熊本県土木部として統一的に決定している材料単価

4-1-2 実施時期

改訂に併せて公表

4-1-3 公表方法

閲覧、県庁ホームページによる公表方式とする。

4-1-4 公表場所

閲覧及びインターネットによる公表場所は以下のとおりとする。

閲覧：本 庁 情報プラザ

インターネット： 熊本県土木部土木技術管理課のホームページ

4-1-5 閲覧時間

平 日 8：30～17：15

土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は公表に供しない。

4-1-6 更新の時期

定期改定は、4月、7月、10月、1月の年4回を原則とする。

また、上記以外で年度途中でも変更することもある。

4-2 積算基準等

4-2-1 公表の範囲

県が制定した歩掛等の積算基準書及び県が準用している積算基準書等

なお、県が準用している積算基準等の場合は、その積算基準書等の名称を公表する。

基準等名	県制定	摘要(準用の場合:公表基準書名等のみ)
①土木工事標準積算基準	○	
②建設機械等損料算定表	○	
③港湾請負工事積算基準	○	
④設計・調査及び測量業務積算基準 及び標準歩掛	○	
⑤電気通信施設設計業務、点検業務、保守業務、運転監視等に関する基準		国土交通省制定の以下の基準 電気通信施設設計業務積算基準 道路情報表示設備設計積算基準(案) 発動発電設備設計積算基準(案) 電気通信施設点検基準(案) 電気通信業務点検業務積算基準(案) 標準歩掛表 電気通信施設点検業務積算基準の運用(案) 電気通信施設保守業務積算基準(案) 電気通信施設運転監視業務積算基準(案)
⑥下水道用設計標準歩掛表		下水道用設計標準歩掛表 (社)日本下水道協会
⑦建築工事積算に関する基準		国土交通省建築工事積算基準
⑧建築工事共通費の積算に関する基準		(財)建築コスト管理システム研究所
⑨建築工事の標準的な歩掛		国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
⑩建築数量の積算に関する基準		

⑪建築設備の数量積算に関する基準		
⑫公共住宅建設工事積算に関する基準		公共住宅建築工事積算基準 公共住宅電気設備工事積算基準 公共住宅機械設備工事積算基準 公共住宅屋外整備工事積算基準 公共住宅事業者等連絡協議会 国土交通省住宅局住宅総合整備課監修

4-2-2 実施時期

改訂に併せて公表

4-2-3 公表方法

閲覧方式とする。

4-2-4 公表場所

閲覧、による公表場所は以下のとおりとする。

閲覧 : 本 庁 情報プラザ

土木部土木技術管理課

出先機関 各広域本部技術管理課及び各地域振興局の維持管理調整課

4-2-5 閲覧時間

平 日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は公表に供しない。

4-2-6 更新の時期

更新は、年1回を原則とする。

また、上記以外で必要に応じて年度途中で更新することもある。

5. 閲覧者からの質問、意見等について

意見等は、文書により熊本県土木部土木技術管理課に行うものとし、持参、電送又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。

6. 問い合わせ先

熊本県土木部土木技術管理課 tel 096-333-2556(内線 6058)

E-mail dogikanri@pref.kumamoto.lg.jp

7. その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

本要領は、平成14年11月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成23年10月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成28年4月1日から適用する。